

新潟県青少年健全育成県民会議広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県青少年健全育成県民会議(以下「県民会議」という。)が発行する「青少年健全育成ニュース 青少年にいがた」及び「家庭の日カレンダー」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の掲載位置、大きさの規格は、別表のとおりとする。

(広告の対象)

第3条 広告の対象とする業種、業者及び掲載基準は、別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 新潟県青少年健全育成県民会議会長(以下「会長」という。)は、その管理する広告媒体に広告を掲載しようとするときは、この要綱及び別に定める基準のほか、広告掲載に関し必要な事項を定め、別に掲げる募集の条件を明示して、広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格及び発行予定部数
- (3) 広告掲載基準
- (4) 申込の時期及び方法
- (5) 広告掲載料

(広告掲載の申込)

第5条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(別記様式第1号)により発行予定日の2ヶ月前までに会長に申し込むものとする。

(広告の選定及び決定)

第6条 会長は、前条による申込があったときは、この要綱により適合するものを選定するものとする。この場合において、広告掲出の申込の数が広告媒体の枠数を超えるときは、県内に事業所等(本社、支店、営業所、店舗等)を有する者の広告及び公共性の高い広告を優先する。

2 会長は、広告掲載の決定をしたときは、その結果等について、申込を行った広告掲載希望者に通知(別記様式第2号)するものとする。

(広告原稿の作成)

第7条 広告原稿は、県民会議が作成する。この場合において、広告掲載の決定を受けた広告主(以下「広告主」という。)からロゴマーク等の資料の提供を受けることができる。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載料の納付方法等)

第9条 広告主は、会長が指定する期日までに、広告掲載料を納入する。

2 広告掲載料は、前納とする。

3 既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、県民会議の都合により、広告を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りではない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

2 広告内容が、第3条により定める基準に違反することが判明した場合は、県民会議は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は広告主が負担する。

(広告掲載の決定の取消し)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込み等によって掲載の決定がなされたとき

(2) 県民会議が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき

(3) その他県民会議が特に広告掲載に支障があると認めたとき

(附則)

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

別表

1 広告の規格等

	青少年健全育成ニュース 青少年にいがた	家庭の日カレンダー
掲載箇所	各ページ下余白部分	カレンダー下余白部分
掲載範囲	横 170 mm×縦 13 mm	※下記参照
数	最大 6 枠	2 枠程度
刷り色	黒 1 色	カラー
掲載料	1 カ所 1,000 円	1 カ所 1,000 円

※「家庭の日カレンダー」については作成年のレイアウトにより変動する。

(別記様式第1号)

広告掲載申込書

新潟県青少年健全育成県民会議広告掲載要綱（以下「広告要綱」という。）第5条の規定に基づき、広告掲載を下記のとおり申し込みます。

なお、この申込書の記載内容については事実と相違ないこと、広告要綱及び新潟県青少年健全育成県民会議広告掲載基準を遵守することを誓約します。

年 月 日

新潟県青少年健全育成県民会議会長 様

申込者	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

記

1 広告掲出を希望する媒体（該当するものを選択、記入してください）

青少年健全育成ニュース	家庭の日カレンダー
青少年にいがた No.〇〇〇号	〇〇年版

※青少年健全育成ニュースの発行時期、号数及び家庭の日カレンダーの発行時期については、新潟県青少年健全育成県民会議ホームページで確認いただくか、事務局へお問い合わせください。

2 広告の概要

3 連絡先

- (1) 担当者職・氏名：
- (2) 電話番号：
- (3) FAX 番号：
- (4) E-mail：

(別記様式第2号)

青会 第 号
年 月 日

様

新潟県青少年健全育成県民会議会長

広告掲載の決定について（通知）

年 月 日付けで申込のことについて、新潟県青少年健全育成県民会議広告掲載要綱第6条の規定により、下記のとおり掲載することに決定したので通知します。
なお、広告掲載料については、定められた期日までに指定の口座に納入願います。

記

1 掲載する広告媒体

青少年健全育成ニュース 青少年にいがた 第〇〇〇号
〇〇年版 家庭の日カレンダー

2 広告掲載料

1,000円

3 納入期日

〇〇年〇〇月〇〇日

4 振替口座

(1) 金融機関名・支店名：北越銀行・県庁支店

(2) 預金種別：普通

(3) 口座番号：

(4) 口座名義人：ニガッタクセイジュンケゼンシケイケンミンカイ（新潟県青少年健全育成県民会議）